

## 第二章 総 会

### 第一節 大 會

に於く

第四節・一大会は總の最高機關にして大會代議員、中央委員及び本部委員を以つて構成す。

第五節・一大會は毎年一回中央執行委員會を召集し、但し常時三分の一以上の要求ある時は中央執行委員會に於いて必要あると認めたる時は臨時大會を召集す。

第六節・一大會の議長、副議長は大會に於いて選舉す。

第七節・一大會の代議員は支那蘇聯より選出するものとす。但中央執行委員會の承認を受ける時は支那より選出するものとす。

第八節・一大會は大會代議員三分の一以上出席するに非ざれば成立するを擇す。

第九節・一大會の議事は由總代議員過半數を以つて行なひます。賛否同數なる時は總決議を以す。大會議事細則は別に定めを要す。

第十節・一大會に附隨するとき本部委員は中央執行委員會より選出するものとし、少く其主要議案は中央執行委員會に送致するものとす。支部聯合に於けるものとす。

第十一節・一大會は中央執行委員會長一名、中央委員若干名、書記長一名、統制委員一人、統計委員若干名を選出するものとす。中央委員は由投票权にて選出するものとす。書記長は決議を終了した後は即ち選出するものとす。書記長は決議を終了した後は即ち選出するものとす。

第十二節

中央執行委員會は其の執行機關にして大會を代表し大會及び中央委員會に責任を負ふものとす。

第十三節・中央執行委員會は中央執行委員會に於て開催する議事の監督を司り、並に監督するものとす。

第十四節・中央執行委員會は總務委員會の監督を司り、並に監督するものとす。

第十五節・各部長は中央執行委員會が中央執行委員會の監督を受けるものとす。

第十六節・中央執行委員會は中央執行委員會の監督を受けるものとす。

第十七節・中央執行委員會は中央執行委員會の監督を受けるものとす。

第十八節・中央執行委員會は中央執行委員會の監督を受けるものとす。

第十九節・中央執行委員會は本部の監督を受けるものとす。

第二十節・中央執行委員會は本部の監督を受けるものとす。

第二十一節・中央執行委員會は中央執行委員會の監督を受けるものとす。

第二十二節・中央執行委員會は中央執行委員會の監督を受けるものとす。

第二十三節・中央執行委員會は中央執行委員會の監督を受けるものとす。

第二十四節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第二十五節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第二十六節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第二十七節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第二十八節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第二十九節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第三十節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第三十一節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第三十二節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第三十三節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第三十四節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第三十五節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第三十六節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第三十七節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第三十八節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第三十九節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第四十節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第四十一節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第四十二節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第四十三節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第四十四節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第四十五節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第四十六節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第四十七節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

第四十八節・中央執行委員會は定期大會に於て監督する報告を提出するものとす。

### 第二節 中央委員會

#### 第一節 中央執行委員會

( 65 )

( 64 )